

○違反者講習の実施に関する規程

平成10年9月9日

公安委員会規程第6号

改正 平成29年3月10日公安委員会規程第1号

平成29年3月17日公安委員会規程第2号

令和元年8月5日公安委員会規程第1号

令和5年6月23日公安委員会規程第5号

令和7年3月14日公安委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第13号に規定する講習（以下「講習」という。）を効果的に推進するために、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正〔平成11.10公委規程6〕

(講習の委託)

第2条 講習の実施業務及び法第108条の3の2に規定する通知は、法第108条の2第3項及び法第108条の3の3第1項の規定に基づき、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が講習等を行うのに必要な組織及び能力を有すると認めるもので、委託を受けたもの（以下「受託者」という。）に実施させることができる。

2 受託者が公安委員会との委託契約内容に違反し、又は受託者としてふさわしくない行為があった場合は、委託契約を解消するものとする。

本条…一部改正〔平成11.10公委規程6、19.5公委規程1〕

(情報の提供)

第3条 法第108条の3の2の規定に基づく通知の内容は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の4の2に規定する事項のほか、次のとおりとする。

(1) 講習に必要な携帯品

(2) 講習案内及び講習手数料

2 公安委員会は、あらかじめ受講予定者を一覧表にした違反者講習予定一覧表（別記様式第1号）、違反者講習通知台帳（別記様式第2号）及び違反者講習通知書（別記様式第3号。以下「通知書」という。）を受託者に送付するものとする。

3 前項の送付を受けた受託者は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第37条の8に規定する講習受講該当者（以下「受講者」という。）に対して法

第108条の3の2に基づく通知書を配達証明郵便に付して送付するものとする。

本条…一部改正〔平成19.5公委規程1、令和7.3公委規程1〕

(受講申請等)

第4条 受講者は、違反者講習申出書(別記様式第4号)により違反者講習受講の申出を行うものとする。

2 違反者講習申出書には、佐賀県手数料条例(平成12年佐賀県条例第3号)別表第1第485号に規定する講習手数料と同表第487号に規定する通知手数料を添えて公安委員会に申請しなければならない。

3 前項の手数料は、佐賀県証紙条例(昭和39年佐賀県条例第19号)に定めるところにより納めなければならない。

本条…一部改正〔平成19.5公委規程1、令和7.3公委規程1〕

(講習の区分、方法及び内容)

第5条 講習の区分は、受講者の選択により運転者の資質の向上に資するものとして運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第6条で定める活動(以下「社会参加活動」という。)の体験を含む講習(以下「社会参加活動を含む講習」という。)又は社会参加活動を含む講習以外の講習(以下「社会参加活動を含まない講習」という。)のいずれかを行うこととし、社会参加活動を含まない講習においては、自動車若しくは一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転又は運転シミュレーターの操作により行う検査による適性に関する調査に基づく指導(実車による指導)を含むものとする。

2 講習の方法は、社会参加活動を含む講習においては教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を社会参加活動を含まない講習においては社会参加活動を含む講習に使用する教材に自動車等を加えた教材を用いて行うものとする。

3 講習の時間は、6時間とする。

4 講習の実施内容は、違反者講習カリキュラム(別表)に定めるとおりとする。

本条…一部改正〔平成19.5公委規程1、22.4公委規程1、25.10公委規程1、29.3公委規程1、令和5.6公委規程5〕

(講習の効果)

第6条 受講者が違反者講習を受講した場合は、行政処分を行わないものとする。

また、その後に違反行為をした場合の累積点数の計算においては、受講の基準に該当することとなった軽微違反行為及び当該行為をする前の軽微違反行為に係る点数は加算し

ないこととすると同時に、前歴（令別表 2 に掲げる事由をいう。）のように処分を加重するための事由として講習を受講したことを評価しないものとする。

- 2 講習を受講しなかった受講者に対しては、行政処分を行い、該当処分が停止処分である場合には、停止処分者講習を行わないこととする。

（講習の場所）

第 7 条 講習は、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に指定した場所で実施するものとする。

（指導員の資格要件）

第 8 条 講習の指導員は、人格、識見及び指導力において適格性を有するものであって、その資格要件は、講習規則第 7 条第 2 項に定めるところによるほか本部長が別に定めるところによる。

本条…一部改正〔平成19.5公委規程 1、22.4公委規程 1、25.10公委規程 1〕

（指導監督）

第 9 条 本部長は、受託者に対し講習の実施に関して必要な指導監督を行わなければならない。

- 2 前項の指導監督を行う場合は、受託者に対し、事情を聴取し、又は関係帳簿、書類等の提出を求めることができる。

（講習の移送等）

第10条 講習の通知をしようとする場合において、受講者がその住所地を他の都道府県に変更していたときは、その者に対して住所変更の届出を行うよう指導するとともに、速やかに現にその住所地を管轄する公安委員会（以下「新公安委員会」という。）に違反者講習移送通知書（別記様式第 5 号又は同第 6 号）を送付するものとする。

- 2 講習の通知をした後に、受講者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、その者が新公安委員会の行う講習の受講を希望するときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行った上で受講の申出をするよう指導するとともに、新公安委員会に違反者講習通知移送通知書（別記様式第 7 号又は同第 8 号）を送付するものとする。

- 3 他の都道府県公安委員会から違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付を受けた場合は、速やかに受講者に講習の通知をするものとする。

また、この場合、受講者が受講期間内に講習を受けなかったときは、当該公安委員会に違反者講習期間経過通知書（別記様式第 9 号又は同第10号）を送付するものとする。

本条…一部改正〔平成25.10公委規程 1〕

(結果報告)

第11条 受託者は、毎月の講習の実施結果を翌月の5日までに違反者講習結果報告書(別記様式第11号)により本部長に報告しなければならない。

本条…一部改正〔平成25.10公委規程1〕

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、講習の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年10月27日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

附 則(平成19年5月30日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成22年4月14日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月31日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(平成29年3月17日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月5日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月23日公安委員会規程第5号)

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和7年3月14日公安委員会規程第1号)

この規程は、令和7年3月24日から施行する。

別表

本表…全部改正〔平成25.10公委規程1〕、一部改正〔平成29.3公委規程1〕

違反者講習カリキュラム

四輪運転者用・二輪運転者用	
社会参加活動を含む講習	社会参加活動を含まない講習

1 道路交通の現状	1 道路交通の現状
2 道路交通の実態	2 道路交通の実態
3 運転者の社会的立場	3 運転者の社会的立場
4 安全運転の心構え	4 安全運転の心構え
5 安全運転の基礎知識	5 安全運転の基礎知識
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法	7 事故事例研究に基づく安全運転の方法
8 運転適性についての診断と指導①	8 運転適性についての診断と指導①
9 社会参加活動	9 運転適性についての診断と指導②
10 考查	10 面接指導
	11 考查

別記様式第1号（第3条関係）

違反者講習予定者一覧表

講習年月日	年 月 日（ ）
-------	----------

番 号	所 管 署	氏名（呼び名） 本籍又は国籍 住 所	整 理 番 号	性 別	処分事由			講習通知			講習結果			受 講 済 登 録	二 輪	原 付	備 考
			生年 月日		年 ・ 違 年齢	事 ・ 違 発生年月日 事件番号 最終違反	発 送 日	送 達 日	返 戻	受 講 日	社 会 参 加	実 車					

別記様式第2号（第3条関係）

違 反 者 講 習 通 知 台 帳

通知書発送日 年 月 日

講習指定日 年 月 日

通知番号	整理番号	氏 名	性別	生年月日	所 轄 署	発生年月日	通知到達日	講習区分	受 講 日	備 考

整理番号第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会

違反者講習通知書

道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる違反者講習を、下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、違反者講習は、この通知を受けてから1か月以内に限って受けることができます。やむを得ない理由なく違反者講習を受けない場合は、運転免許の効力の停止を受けることとなります。

違反者講習を行う理由	年 月 日の交通違反（事故）により、累積点数が6点に達したため
違反者講習の日時・場所	日時： 年 月 日 時 分 場所：
受付（出頭）時間	受講に際しては、 午前 時 分～午前 時 分まで に来場し、受付を済ませてください。
○ 講習日程の変更等の問い合わせは、平日の午前9時～午後4時までとなります。 佐賀県運転免許センター 講習係（安全運転学校） 電話番号 0952-98-2990 ○ 講習の実施日は、平日のみで不定期なため、こちらが指定する日となります。	

講習に必要なもの

- (1) この通知書
- (2) 運転免許証（免許情報記録ありの場合は免許情報記録個人番号カード（マイナンバーカード）を含む。）
- (3) 筆記用具
- (4) 講習手数料（佐賀県収入証紙により徴収します）

講習コース	講習手数料	通知手数料	合計金額
社会参加活動コース	円	円	円
実車コース	円	円	円

住所 氏名 年 月 日生		整理番号		号
		年	月	日
佐賀県公安委員会 殿				
違 反 者 講 習 申 出 書				
道路交通法第108条の2第2項第13号に規定する講習を受けたいので申し出ます。				
講 習 種 別	講 習 区 分 講習区分の希望欄□にレをつけてください		講 習 手 数 料	
違反者講習	☐ 社会参加活動コース		円	
	☐ 実車運転指導コース		円	
違 反 者 講 習	この欄に佐賀県収入証紙を並べて貼り付けてください。			
納 付 書				
私は、道路交通法第112条第2項第13号の規定に従い、通知手数料 円を収入証紙にて納付します。				
この欄に佐賀県収入証紙を並べて貼り付けてください。				

別記様式第5号(第10条関係)

違 反 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

佐 賀 県 公 安 委 員 会 ㊤

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

住 所						
氏 名						
生 年 月 日						
免 許 証 番 号	第	号	年	月	日	公安委員会交付
免許情報記録の番号	第	号	年	月	日	公安委員会記録
免 許 の 種 類						
理 由	☐ 道路交通法第102条の2に該当					
基準該当時公安委員会						
備 考						

- 備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地为管轄する公安委員会を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号(第10条関係)

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

佐賀県公安委員会 ㊟

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することがで きる自動車等の種類	
理 由	☐ 道路交通法第107条の4の2に該当
基準該当時公安委員会	
備 考	

備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時に
ける住所地を管轄する公安委員会を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号(第10条関係)

違 反 者 講 習 通 知 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
佐 賀 県 公 安 委 員 会 ㊤	
下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録
免 許 の 種 類	
理 由	☐ 道路交通法第102条の2に該当
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地为管轄する公安委員会を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第10条関係)

違 反 者 講 習 通 知 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
佐 賀 県 公 安 委 員 会 ㊤	
下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。	
本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することがで きる自動車等の種類	
理 由	☐ 道路交通法第107条の4の2に該当
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時に
ける住所地を管轄する公安委員会を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号(第10条関係)

違 反 者 講 習 期 間 経 過 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
佐 賀 県 公 安 委 員 会 ㊤	
下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間が経過したので通知する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日公安委員会交付
免許情報記録 の番号	第 号 年 月 日公安委員会記録
免許の種類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号(第10条関係)

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会 殿

佐賀県公安委員会 ㊟

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間が経過したので通知する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号(第11条関係)

違 反 者 講 習 結 果 報 告 書

年 月 日

佐 賀 県 警 察 本 部 長 殿

道路交通法第108条の2第1項第13号に規程する講習(違反者講習)
の 年 月分を下記のとおり実施したので報告する。

選 択 科 目	男 性	女 性	合 計
社 会 参 加 活 動			
実 車			
合 計			

別記様式第1号（第3条関係）

旧様式第3号…全部改正し繰上〔令和7.3公委規程1〕

別記様式第2号（第3条関係）

本様式…追加〔令和7.3公委規程1〕

別記様式第3号（第3条関係）

本様式…全部改正〔平成29.3公委規程2〕、旧様式第4号…全部改正し繰上〔令和7.3公委規程1〕

別記様式第4号（第4条関係）

本様式…一部改正〔平成19.5公委規程1〕、旧様式第4号の2…全部改正し繰上〔令和7.3公委規程1〕

別記様式第5号（第10条関係）

旧様式7号…繰上〔平成25.10公委規程1〕、本様式…一部改正〔令和7.3公委規程1〕

別記様式第6号（第10条関係）

本様式…全部改正〔令和元. 8公委規程1〕

別記様式第7号（第10条関係）

本様式…全部改正〔令和元. 8公委規程1〕、一部改正〔令和7.3公委規程1〕

別記様式第8号（第10条関係）

本様式…全部改正〔令和元. 8公委規程1〕

別記様式第9号（第10条関係）

本様式…全部改正〔令和元. 8公委規程1〕、一部改正〔令和7.3公委規程1〕

別記様式第10号（第10条関係）

本様式…全部改正〔令和元. 8公委規程1〕

別記様式第11号（第11条関係）

旧様式13号…繰上〔平成25.10公委規程1〕